平成20年
4月から

# 高齢者の医療制度が変わります

## 「老人保健制度」から新しい「後期高齢者医療制度」へ

これまでは、75歳以上の方（一定の障害があると認定された方は65歳以上）は、国民健康保険や健康保険等に加入して「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新しい「後期高齢者医療制度」に変わります。

鳥取県では、後期高齢者医療制度の運営のため、県内の19市町村すべてが加入する「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が発足し、平成20年施行に向けて準備が進められています。

### 後期高齢者医療制度のポイント

・鳥取県内に住む75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上）全員が対象となります。

・国民健康保険や健康保険などの資格を喪失し、新しく後期高齢者医療制度に加入することになります。

・給付（お医者さんで払う自己負担など）は、老人保健と変わりありません。

・対象となる個人ごとに、所得に応じた保険料を納めていただきます。

### 対象（被保険者）となる方は

・鳥取県内に住所を有する75歳以上の方すべて

・鳥取県内に住所を有する65歳以上75歳未満の方で、寝たきりなど一定の障害がある方

対象となる方は、国民健康保険、健康保険、共済組合などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

**対象となる日は？**

・75歳以上の方
平成20年4月1日から

・一定の障害がある65歳以上の方
障害認定を受けた日から

・75歳未満の方
75歳の誕生日当日から

### 年金から保険料を納めます

後期高齢者医療制度は、対象となる方全てが保険料を納めます。

介護保険制度と同様に、一人ひとりに対して、所得などに応じて保険料を算定・賦課し、年金から天引きされます。

保険料は「均等割」と、所得に応じて決められる「所得割」を合計して、個人ごとに計算されます。

### 保険料の軽減

所得の低い方は、保険料の均等割額が、世帯の所得水準に応じて軽減されます。軽減の割合は、7割、5割または2割に段階的に設定します。

健康保険や共済組合の被扶養者だった方など、これまで自分で保険料を負担していなかった方は、後期高齢者医療制度の対象となった月から2年間、均等割額が5割軽減されます。

### 保険証は1人に1枚ずつ交付されます

後期高齢者医療制度では、保険証が1人1枚交付されます。現在の老人保健受給者証と同じ大きさの保険証を平成20年3月にお渡しする予定です。

お医者さんにかかるときは、保険証を忘れずに窓口に提示してください。

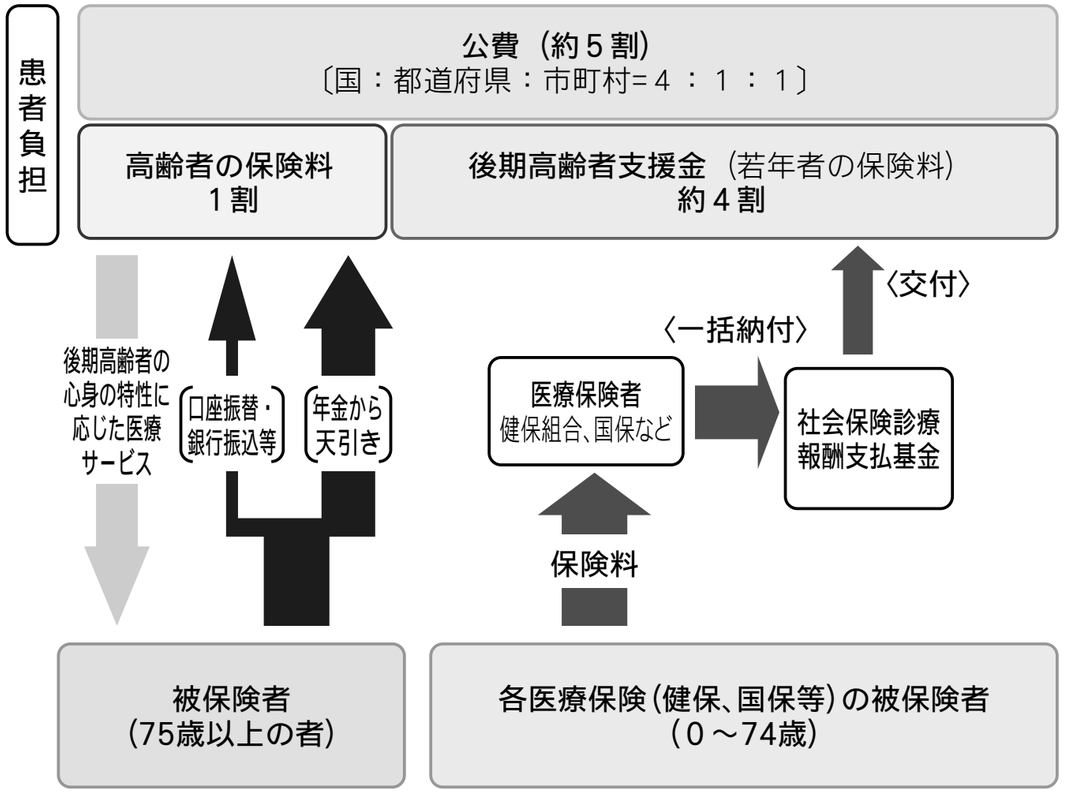


## 後期高齢者医療制度Q&A

**Q 現在加入している医療保険はどうなるの？**

A 75歳以上の方は、すべての方が現在加入している医療保険を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者へ移ることになります。

**Q これまで被扶養者になっていた場合はどうなるの？**

A これまで保険料を負担していなかった社会保険等の被扶養者の方も、75歳以上の方は全員後期高齢者医療制度に加入し、保険料を負担することになります。

**Q 保険料はどうやって支払うの？**

A 年金から天引きとなります。（年金額が年額18万円未満、または介護保険料と合わせた金額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きの対象にならず、口座振替や納付書で直接町に納めることになります）

**Q 保険料の負担はどのくらいになるの？**

A 保険料の額は、広域連合で定められ、鳥取県内均一となる予定です。

**Q 保険料を納めないとどうなるの？**

A 通常の保険証よりも期限が短い「短期被保険者証」や、特別の事情がなく、一定期間滞納が続くと、資格証明書が発行される場合があります。

**Q 病院での窓口負担（自己負担）はどうなるの？**

A 現在の老人保健の負担と同じで、1割負担となります。（現役並み所得のある方は3割負担）

**Q 受けられる給付はどうなるの？**

A 現在の老人保健で受けているものと同様の給付が受けられます。

**後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先は**
**健康福祉課　TEL 66-5522**